特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和7年7月11日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務				
②事務の概要	新見市は、令和5年度新見市低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育で世帯分)、令和5年度新見市低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①給付金の支給資格確認 ②支給額の決定及び支給対象者への通知				
③システムの名称	・児童手当システム、・児童扶養手当システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー、・サービス検索・電子申請機能				
2. 特定個人情報ファイル	名				
低所得の子育て世帯に対する	子育て世帯生活支援特別給付ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の100の項 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	・番号法第19条第8項 別表第二の121の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	健康福祉部子育て支援課				
②所属長の役職名	子育て支援課長				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所健康福祉部子育て支援課こども福祉係 電話:0867-72-6115				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和5年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
		ごれ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 又は全項目評価書において、リス	び全項目評価書			
されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない間員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通	じた提供を除く。) [(〇]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か]]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	I]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	↑在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネットでの照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においては、複数人での確認を徹底して行っている。これらの対策を講じていることから人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。					
9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	児童手当システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適正な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に確認・分析している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。					

変更簡所

炙 火 固 !	发 史面所							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和5年7月7日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 業の概要	新見市は、新見市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)、新見市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	新見市は、令和5年度新見市低所得の子育て世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育で世帯分)、令和5年度新見市低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	令和5年度給付金支給に関する要綱を新たに制定したため			
令和5年7月7日	個人プライバシー等の権利利 益の保護の宣言	ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利 利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特 定個人情報の漏えいその他の事態を発生させ るリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、	新見市は、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを接減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	時点修正			
令和5年7月7日	いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正			
令和5年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正			
令和7年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	福祉部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	時点修正			
令和7年7月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	福祉部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	時点修正			
令和7年7月11日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業		項目の追加	事後	様式変更による			
令和7年7月11日	IVリスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による			